



停職3ヵ月 計り知れない『飲酒』の代償!!

今年2月に起きた不祥事(酒気帯び運転)による停職処分は、今後の我々にとっては市民からの信用失墜のみならず、金沢市従労にとって大変大きな衝撃(落胆)と共に、組合員が相互に信頼し高め合える職場環境づくりには、道のりが更に遠退く結果を招いてしまったことは、非常に残念でなりません。

しかしながら、不祥事の発生については決して他人事ではないので『明日は我が身にも…』ぐらいに思っていないと、一時の油断(甘い考え方)等は誰にでもあり、起きてしまったら『取り返しは付かず』『リセット(やり直し)』も出来ません。

何より、同じ職場で働く仲間達は勿論、管理監督責任者として環境局長・環境政策課長・管理センター所長には訓告処分が出されたほか、家族・親類達等にも多大な負担と影響が降り掛かったことは間違いありません。

- ★ ほんの軽い気持ちでの行為(何となく・これくらいまでなら・たぶん??...)なのだから許されるだろう。
- ★ 職員研修や注意喚起での「不祥事防止」に対する言葉や事例は、あくまでも他人事に感じていた。
- ★ 飲酒(深酒)しても、これまで問題なく過ごせたから、自分はあくまでも「大丈夫だ!!」と過信していた。
- ★ 人間関係に不満があり、我慢できずに「イライラして」「勢いで」「積み重なって」…どうしようもなかった。

様々な要因が重なって起きる事故やケガ、病気と死はいつも隣り合わせて存在するように、不祥事を含む事件(犯罪)もまた、毎日の生活で秒単位に起きているので、決して避けて通れない『人生の一部』であります。

だからこそ、公務中および私生活においても「自分は絶対に大丈夫」とは思わずに、周りの状況を見ながら『気付き』⇒『耳を傾け』⇒『伝える(行動する)』この3つのバランスが崩れたり、疎かになると人は重大なミスをする。

今回の不祥事も、日頃からの「常習性を問う声」もありましたが、実際には早期発見の遅れや事態を軽視していた部分、積極的な確認行為にも至らず、むしろ傍観していた職場環境にこそ問題の本質が窺えるのではないかと感じます。

ここ数年来、金沢市従労組の交渉(労働安全衛生)における健康面(ストレス問題・体調管理法)も含め、人事課の指針にもある「起こってからではなく、起こる前が重要」が示す通り、各職場におけるハラスメント行為や精神的・身体的健康不調に係わる事案も含めて、もっと職員間で危機感を持った『積極的なコミュニケーション』を考えていくべきであると言えます。

今回の不祥事の停職期間中における各種社会奉仕活動(ボランティア活動)等では、ごみステーション巡回・清掃にも精力的な姿を見せていた点からも、職場復帰を果たした際には「みんなと気を引き締め」、過去を指摘するのではなく、これからの姿勢・変化に着目しながら「これまで以上に期待感を持って接しましょう!!」人は諦めなければ、必ず向上し結果に繋げていく粘り強い精神力を持っています。それを引き出すのも『周り(仲間)の影響力』です。

当該職員の停職期間中 <活動報告>

- ボランティア活動報告[5月]
【可燃】: 5/4. 8. 11. 15. 18. 22. 25. 29. ⇒ 収集後、ごみステーション巡回および清掃を実施。
【資源】: 5/12. 26. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【不燃】: 5/5. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【瓶】: 5/17. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【所感】: 土清水(第一)町会においては、地域住民ひとり一人にモラルが確立され、マナー違反は見受けられない。引き続き注視したい。
- ボランティア活動報告[6月]
【可燃】: 6/1. 5. 8. 12. 15. 19. 22. 26. 29. ⇒ 収集後、ごみステーション巡回および清掃を実施。
【資源】: 6/9. 23. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【不燃】: 6/2. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【瓶】: 6/21. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【所感】: 土清水(第一)町会においては、地域住民ひとり一人にモラルが確立され、マナー違反は見受けられない。引き続き注視したい。

重要 Point

飲酒における適量とはビール 500ml (1日平均) = 1本 !!

- ボランティア活動報告[7月]
【可燃】: 7/6. 10. 13. 17. 20. 24. 27. 31. ⇒ 収集後、ごみステーション巡回および清掃を実施。
【資源】: 7/14. 28. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【不燃】: 7/7. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【瓶】: 7/19. ⇒ ごみステーション巡回および清掃を実施。
【所感】: 土清水(第一)町会においては、地域住民ひとり一人にモラルが確立され、マナー違反は見受けられない。引き続き注視したい。

<本人コメント> : 地元地域での『ボランティア活動』を行った結果、他の校下(町会)に自慢できる程、町民ひとり一人の「ごみ管理意識が高い」ことが分かり、違反ごみの排出も少なく、各ステーションにおける衛生管理が整っていると、私の主観ではありますが感じる事が出来ました。

なお、金沢市従業員労働組合・公正委員会規定により『戒告』処分となっており、「組合員権利停止12ヵ月」としておりましたが、今回の不祥事以降の停職期間中の社会奉仕活動および本人の態度等を考慮した上で、停職処分が終了した時点より権利停止を解くことが妥当であると判断しました。

また、職場復帰に伴い『再発防止改善報告書』を本人より提出させて、全組合員に共有するものとします。
～公正委員会・報告より～

「昨晩は深酒をしたが充分な睡眠時間もとったので大丈夫だと思っていた!!」…これが早朝に飲酒運転等で、検挙された人達の多くが語っています。

他にもお風呂・サウナ・激しい運動等で汗を流せば「アルコールが抜ける!!」と考え行動されている人達も多くいますが、体内に入ったアルコールは約90%以上が「肝臓」で分解されるため、汗を流して頑張っても殆ど排出されることはありません。何より、飲酒すると利尿作用により脱水状態に身体がなるため、飲酒した後の長風呂、サウナ、激しい運動は死亡事故(命の危険)に繋がる大変に恐ろしい行為なので、絶対にやめましょう。

また、インターネットやSNS等が普及している昨今、業務中やプライベートに限らず『あおり運転』『スマホ見運転』等も飲酒運転や酒気帯び運転と同様に、危険行為としてハンドルを握る以上は誰でもどこで「誰が見ているか分からない!!」という意識を常に持って行動をより慎重にするようにしなければ、ある日突然に『失職(免職)』もあり得ます。

※ 刑事罰で禁固以上の刑に処せられた場合には、地方公務員法により失職(免職)。



飲酒運転(酒気帯び運転)に対する処分内容……	停職(3ヵ月)～ 免職
盗撮および卑猥な行為に対する処分内容……	停職(1ヵ月)～ 免職
窃盗等に対する処分内容……	停職(1ヵ月)～ 免職
暴行および傷害等に対する処分内容……	減給(1ヵ月)～ 停職
不適正事務等に対する処分内容……	戒告～ 停職
人身事故等の交通事故に対する処分内容……	訓告～ 停職

日本では約100万人以上が『アルコール依存症』に該当し、一般的にはアルコール依存症は本人が自分で「依存症」を自覚して認めることが困難な病気であり、実際に治療を受けている人は約5万人程度しかいません。

～アルコール依存症が疑われる症状～

① [コントロール障害]

飲酒量や頻度、飲み終わるタイミング等を自分の意思ではコントロールすることができない状態。

② [離脱]

アルコール(お酒)を飲まないと「手が震える」「頭が痛くなる(頭痛)」「吐き気が起こる」「幻覚を見ちゃう」等、様々な『禁断症状』と言われるものが出る状態。



当該職員が『アルコール依存症』であるかどうか?までは、個人的な部分となりますので、少なくとも今後も金沢市役所職員(公務員)として働き続けることに変わりはなく、次年度からの「定年延長制度」も含めれば約20年余りの時間(年月)がありますので、確実に減り続ける現業職場における職員数に対し、新規採用もなく進むとしたら、「今現在のメンバー(人材)」こそが、これからの中枢(中心)を担っていく訳ですから、1人の重要なメンバー(仲間)として今まで以上に期待もされていきますので、改める部分は速やかに改善し取り組みましょう。

是非とも、働く仲間(組合員全体)の信頼をいち早く取り戻しながら、最後まで明るく楽しい職場を創り上げるためにも一緒に頑張ってください。

【記事: Kazumi.K】